

## お食事に関する事項

- ・当院では、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出による食事を提供しています。
- ・食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温（温冷配膳車使用）で提供しています。
- ・入院中の食事については、1食あたり510円（住民税非課税世帯の方は240円、所得が一定に満たない方などは110円）の負担が必要です。この食事負担を食事療養標準負担額とといいます。

入院時食事療養の提供部門：栄養科

給食業務委託先：日清医療食品株式会社

院外調理：無し